事務局

それでは、準備が整いましたので始めさせていただきます。

本日はお忙しいところお集まりいただき大変ありがとうございます。

はじめに、代表いたしまして、建設部の柴田次長がご挨拶を申し上げます。

柴田 (建設部次長)

皆様方におかれましては、大変お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

第1回目の委員会では、新規事業を対象としておりましたが、本日は、これまで継続して 行ってきた事業と終了した事業についての状況をご説明したうえで、審議・評価をお願いし たいと考えております。

この後、個別事業の説明を始めるにあたり、当初見込んでいた事業費が若干膨らんだようなケースもありすますが、どの事業も着実に効果を出し、前進してきております。

近年は、公共事業の予算が最盛期に比べ半分から 1 / 3 程度に縮小し、いわゆる維持管理業務を主体に、そのための予算を先取りし、あるものを賢く使うということを前提に取り組んでおりますが、それでもなお整備が必要な部分がございます。

今回、皆様方にご審議いただくのは、そういった建設を行う部門についてでありまして、 県民にとって必要性が高く、そして喜ばれるような事業を積極的に推進していきたいと考え ておりますので、ご忌憚のないご意見を賜ればと思います。

それでは宜しくお願いいたします。

事務局

ここからの進行は松渕委員長にお願いいたします。

松渕委員長

改めましておはようございます。今日もよろしくお願いします。

ただいまから、平成27年度第2回公共事業評価専門委員会を開催させていただきます。 はじめに、定足数についてですが、委員総数10名中7名ご出席いただいておりますので、 「秋田県政策等の評価に関する条例」第13条第3項に定める定足数を満たしていることを ご報告いたします。

なお、本日の委員会は11時30分終了を目途に進めさせていただきますので、ご協力の ほどよろしくお願いします。 それでは次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まずはじめに、委員会への諮問がありました事項等について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局

事務局から説明いたします。

はじめに、第1回委員会におきまして、「新規箇所評価」の対象となりました13件の事業、 ほ場整備9件、道路事業3件、砂防事業1件について先般ご審議いただきましたが、11月 24日付けで、当委員会委員長から県知事あてに、県の対応方針を「可」とする旨の答申を したことをご報告します。

次に、今回の第2回委員会にあたり、お手元の「審議箇所総括表」にございます、継続箇所 12件、終了箇所10件の計22件につきまして12月4日付けで知事から当委員会に調査 審議をするよう諮問がなされております。

配付いたしました公共事業専門委員会の概要という資料の2~3頁目にございますけれど も、「継続評価」につきましては、実施中の公共事業の継続や中止等の判断材料とするため、 委員の皆様に広く意見をいただくことを目的とするものであります。

評価対象事業につきましては、農林水産省所管補助事業は、着手後または継続評価後6年目のものが対象となります。国土交通省所管補助事業につきましては、同じく5年目のものが対象となります。また、県単独事業については5年目でかつ総事業費が5億円以上のものが評価の対象となります。

今回の「継続評価」の諮問案件ですが、農林水産部が4件、建設部が8件の計12件であります。

なお、「審議箇所総括表」の裏面に「点数確認一覧表」がありますが、こちらは継続評価の 実施後3年を経過した事業について、事業所管課が評価基準点の再確認を行い、5点以上の 増減があった場合において継続評価の審議対象としております。

なお、今回は評価点に5点以上の増減があるものがなかったため、審議の対象とはなって ございません。

次に「終了評価」ですが、県が実施した公共事業の有効性等の観点から、今後適切な維持管理や利活用の検討を行い、同種事業の計画・調査等に反映するために委員の皆様からご意見をいただくことを目的とするもので、評価の対象については、総事業費が10億円以上の事業で事業終了から2年を経過した日が今年度にあたる事業が対象となります。

今回の諮問案件は合計10件で、うち農林水産部が4件、建設部が6件となっております。 皆様からいただきましたご意見につきましては、今後の事業の実施等に可能な限り反映して まいりたいと考えておりますので、どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

松渕委員長

以上です。

ありがとうございます。それでは、今回諮問のありました22件の事業につきまして、調査審議を行いたいと思います。

農林水産部所管事業と建設部所管事業に分けて意見等を伺いたいと思います。

あらかじめ各委員には資料送付されておりますので、時間の都合上、県の方からは箇所を 抽出して説明をお願いしますが、継続箇所と終了箇所は各課毎にまとめての説明をお願いし たいと思います。

それでは、はじめに農林水産部所管の8件について審議を行います。

県の担当課の方からご説明をお願いいたします。

瀧川 (参事(兼)農地整備課長)

私からは、農地整備課所管の継続評価及び終了評価について、それぞれ継続1件、終了1件を説明いたします。

まず、卓上配付されておりますA3のリストを最初にご覧ください。

この1頁目が農地整備課の継続評価の4地区であります。いずれも事業名「経営体育成基盤整備事業」ということで、いわゆるほ場整備と呼ばれる事業であります。

ほ場整備事業を簡単に申しますと、水田の区画を大きくし、水はけを良くするものです。

その目的は、高齢化等にともなって今のままでは耕作が放棄されていく懸念も大きいため、 水田の区画を大きくし、米の生産効率を高めることによって、少数の担い手による大規模な 経営を可能とする、面積の経営規模の拡大を可能とするというのが大区画化の目的でありま す。また、水はけを良くするというのは大豆や野菜など水気を嫌う作物の生産性を高めるこ とによって、経営の複合化を可能とすることで、担い手に農地を集積することと、経営を複 合化するということが事業の目的でございます。

いずれも同じ目的の4地区でありますけれども、説明箇所は、継続評価については、農-8-92の轟地区、こちらは事業規模が最も大きいということでご説明したいと思います。

また、実施の過程において事業費が1.65倍ということで増高幅も最も大きいというこ

とでこの地区をご説明いたします。

それから終了評価ですが、これもいずれもほ場整備であります。01から03までございますが、この中で事業規模が最も大きいのは中仙南部地区ですが、実施主体の自己評価として総合評価がBになっているものが1つございますので、総合評価がBである常盤本郷地区をご説明したいと思います。

まずは、継続地区が4地区ございますが、いずれも事業費が増高しております。これは、 ここ数年東日本大震災以降、物価労賃が上がっておりますので、その影響を強く受けており ます。

ただ、この02の地区はそれ以外の理由もございまして事業費が増高しております。主な 増額理由をここに掲載しておりますが、区画整理面積の増、暗渠排水計画の変更、水路計画 の変更でありますが、費用的に影響しておりますのは、この2番目と3番目、暗渠排水、そ れから水路計画でございます。

この2点は、大きな理由がございまして、1点目は、現地の精査の結果ということになりますが、土壌中の石礫の量が想定よりも非常に多かったということで、暗渠排水、田んぼの中に約10m間隔で塩ビ管を埋め込んでいくのですが、その暗渠排水の塩ビ管を埋め込む工法を、若干割高になる工法を採用せざるを得ないということです。トレンチャーと呼ばれる溝を切っていく機械がございますけれども、石が多いとその工法が使えなくて、バックホウというショベルカーになりますが、その重機によって掘っていくという工法を取らざるを得ないということで、暗渠排水計画の変更、施工機種の変更ということで増高しているのが1点です。

もう1点は、この地区の場合は平成24年度に着工しておりますが、その後県が主導する 園芸メガ団地という事業がございますけれども、経営の複合化をどんどん進めるということ で、この地区の場合はネギの団地を大きく作るということになりました。

その計画が平成25年からスタートしまして、このほ場整備が平成24年度に着工し、それを追いかけて園芸メガ団地構想をここにはめ込んでいった関係上、水路の路線の計画を見直すことになりました。大動脈的な太い水路、幹線水路をオープンに、開水路と呼んでいますけれども、そういう構造のものからパイプラインという形で地面の中に埋め込むことにより、ネギの作業の効率を上げるという営農上の観点で水路計画を変更しなければいけなくなったということです。以上、大きな2つの事情によって事業費が増高しています。それと、物価の上昇と込みで65%増ということになってございます。

現在の状況でありますけども、担い手へ農地の集積というところに着眼しますと、目標が

86%ですから、地区の8割6分を農業法人や認定農家に集積していこうという計画でありますが、現時点では69%ということで、概ね8割の達成状況ということで順調に進展できていると評価しております。

また、所管課の自己評価ということで必要性から熟度までございますが、判定の欄に総合 93点ということで総合評価は継続というように所管課の自己評価をしております。

なお、地区の概要を写真で付けておりますが、このメガ団地、ネギの団地でありますが、 この団地の施設整備も終わり、今年も既にネギの出荷がスタートし、ほ場整備と連携して事 業の効果を発現しているというところでございます。

以上が継続地区でございます。

続いて終了地区の評価でありますが、最終コスト比較というところを見ていただきますと若干の事業費減になっております。平成25年までに完了した地区は物価だったり賃金だったりが上昇しておりましたが、事業が終盤に差しかかっておりましたので、それほど影響を受けておりませんで、むしろそれ以前の請負差額などによって事業費は若干減の傾向であります。

この常盤本郷地区は、こちらもほ場整備ですので、目的は先ほどの轟地区と同様で、その目標の達成状況について説明しますと、担い手への農地集積率を63%という目標設定にしておりますが、今年の3月時点で51.7%ということで、目標に対して82%であります。 先ほどの轟地区は実施中の地区ですから80%ぐらいでほぼ順調なのですが、この地区は完了して2年経っていて82%と、やや低い傾向にあります。

ただ、この目標が完了5年後に達成するということで設定していますので、少し遅れてはいるのですが、この瞬間をもって悪いというわけではございません。

その理由でありますけれども、常盤本郷地区で経営している農業法人が、近傍の地区外でネギの生産拡大にチャレンジされていて、人手は常時雇用あるいは臨時雇用を組み合わせてネギの生産を拡大されているのですが、その関係上、地区内における米、あるいは大豆等の土地利用型農業の規模拡大のところで、若干スケジュールが遅れているということで、今後、その野菜の生産と土地利用型農業の組み合わせというものを再考しているといった状況でありますので、目標に対しての実績が若干低めの82%ということになっております。

ということで、県の自己評価を見ていただきますと、水稲を基幹としつつ当地区の担い手が地区外も含め、大豆ネギなどの複合経営に取り組むなど、事業効果が発現しているということでありますので、事業実施は概ね妥当というふうに評価しております。

ただ、目標に対してはやや実績が低調という意味で、概ね妥当のBという自己評価をして

おります。

今後とも、事業主体の県として農業法人をフォローアップしながら、今後の農地集積を支援していきたいと考えております。以上でございます。

佐藤 (森林整備課長)

続きまして、林道事業1路線につきましてご説明をさせていただきます。

調書の農一終一04をお開き願います。こちらの終了事業でございます。

本事業は、林道事業の中のフォレストコミュニティ総合事業という事業でございまして、路線名は「米代線」、箇所は八峰町石川地区から藤里町に抜ける区域でございます。

事業の目的といたしましては、能代山本地区の米代川の北側山間部におけます適正な森林 管理や効率的な林業生産活動を図るとともに、林業従事者や地域住民の移動の利便性の向上 を図るということを目的に開設した林道でございます。

事業期間は平成5年から平成24年までの20年間、総事業費は170億8,000万円でございます。事業規模といたしましては、幅員7m、延長が2万9,839m、約30kmで、利用区域が1万234haとなっております。

A3横のカラー資料に路線配置を示しておりますけれども、左側下の八峰町峰浜石川地区を起点といたしまして、能代市を通り藤里町藤琴地区が終点でありまして、ここで県道と接続になっております。

路線内にはトンネル5本、橋梁13基が設置されております。開設の効果といたしましては、先ほど申し上げましたけれども、林業振興、それから移動時間の短縮のほか、世界遺産であります白神山地の南側に位置することから、県内外からの観光客からも利用されているほか、災害時の緊急迂回路としてもその機能が果たす役割を担っているということでございます。

また、平成24年の全線開通に合わせまして、広く親しみを持っていただくということで 愛称を公募しておりまして、その結果、「米代フォレストライン」という愛称を設定いたしま して、看板も設置し、親しみを持ってもらうように心がけているというところでございます。

再度、最初の頁にお戻り願いたいと思います。

事業費の内訳等についてですが、最終事業費は先ほど述べましたとおり、170億8,00万円で、前回の評価時点から見ますと、請負差額の発生及び施工延長の減少などによりまして約6,700万円減額となっております。

次に、コスト効果対比較でありますけれども、費用便益については前回評価の1.84か

ら1.88に増大しております。これは便益におきまして416億円から426億円に増加したということでありますけども、その理由といたしましては、林道の開設によりましてその利用区域内の森林整備が図られる区域が増大したということによりまして、木材の生産エリアが非常に拡大したということで、その分について便益が増加したということでございます。

目標達成率でございますけども、指標としたしまして、県全体における林道並びに基幹作業道の密度として設定してございます。これは、ヘクタール当たりの密度でございますけれども、目標値6.9mに対しまして実績が6.6mということでございまして、達成率が96%という状況になってございます。

次に、自然環境の変化等についてですが、特に前回の評価から変化はありませんけれども、 この路線につきましては、法面については種子吹付け等による緑化を実施しているほか、間 伐材を利用したガードレール等を設置いたしまして、景観にも配慮しております。

それから社会情勢の変化でございますけれども、近年地球温暖化防止等の森林の持つ多面 的機能の発揮が非常に強く期待されているということで、適正な森林管理の推進のための路 網等の基盤整備、こういったものが求められているという状況になってございます。

事業終了後の問題点等でございますけれども、これについても特に問題はありません。

工事完成後は県から各市町に管理が移管されておりまして、各市町によって適正に維持がなされており、林業生産のほか観光アクセスとしても活用されております。ちなみに、3市町の木材生産量がこの5カ年で約2割以上増加しているといったような効果ももたらされているといったような状況でございます。

次のページをご覧いただきたいと思います。

住民満足度についてですが、これにつきましては受益者を対象として把握しておりまして、方法としては各市町の職員が自治会長や森林組合等から直接聞き取りを行っております。

先ほど申し上げたいろいろな機能、森林整備をはじめとする機能、それからアクセス道と しての機能、あとは緊急時の迂回路、こういった機能もありまして住民の満足度は非常に高 いという状況になっております。

それから、上位計画での位置付けでありますけれども、これは地域の林業のマスタープランでございます米代川地域森林計画に搭載されまして整備してきたといったような状況でございます。

それから関連プロジェクトでございますけれども、この林道から枝線を開設していく高能 率生産団地路網整備事業といったような整備事業がございますけれども、こういったもので 林業専用道等が複数開設されているといった状況でございます。

2の自己評価についてですが、有効性における住民満足度は先ほど申し上げましたとおり満足度が高いと捉えておりまして、A評価としております。

事業の効果につきましては、目標達成率9.6%ということでB評価。合わせまして有効性の判断としてB評価としております。それから効率性につきましては、費用便益が1.88ということでA評価としております。

総合評価といたしまして、有効性がB、効率性がAということで、トータルといたしましてBとしているところでございます。

以上が終了箇所についての説明でございます。よろしくご審査くださるようお願いいたします。

松渕委員長

ありがとうございました。ただいま農林水産部所管8件のうち、3件についてご説明がありました。説明箇所に限定せず、諮問のあった8件すべてについて、何かご質問等ございませんでしょうか。

では、私から先に質問させていただきたいのですが、最後の林道事業終了箇所の件ですけれども、この目標達成率の指標というのはどういうことを意味しているのか教えていただけますか。基幹作業道延長、分母の方が全県の民有林森林面積で6.9m/ha、という部分がよく分からないのでお願いします。

佐藤 (森林整備課長)

そうですね。この指標の設定におきましては、県内の民有林が約44万haあり、その中に路網を通していきましょうということで全県的な目標を設定いたしまして、このような実績にもなっているところでございます。

現在の路網開設延長÷全県の民有林面積、という算定方式で出した数字でございます。 ちなみに、長期的には10.3mにもっていくという中で、平成24年度末で実績が6. 6mになっているという状況でございます。

松渕委員長

このような事業をやったことによって全県でこの6.6mになったということですね。 これは、ヘクタール当たり、という理解でよろしいですか。

佐藤 (森林整備課長)

そうですね。全県でいろんな箇所で路網整備実施してございまして、その一部としてこの 山本地区でこの路線が通ったことによりまして、全県としてはこの数字になったということ でございます。

松渕委員長

わかりました。ほかにご質問等ございませんでしょうか。

永吉委員

農一終一04についてお聞きしたいのですが、住民満足度の状況についてアンケート調査ではなくその他の方法で自治会等への直接な内容を聞き取りしたということですが、ここでどのようなコメントが寄せられたり、どのような数値が集まったのかというところを教えて下さい。

佐藤 (森林整備課長)

各市町村を通じての聞き取りということでやっておりまして、具体的な意見といたしましては、間伐等の林産物搬出に要する輸送時間及び経費が縮減されたという点がございます。

それから、特に森林整備をする実際の作業員ですね、こういった方が作業地までの移動が 非常に楽になったということがございます。

さらには、通常の林道というのは砂利を敷いたままの道路ですけれども、ここは舗装もしておりまして、中心市街地、例えば能代市ですとか、大館市に行く際の移動も楽になったといったような意見、それから観光地でございますので、登山道や素波里湖などへの行楽地にアクセスがし易くなった。それから自然探索など、森林へのふれあう機会が増えたといったような意見がありました。それからもう一つ、ボランティア関係でございますけれども、林道周辺のごみ拾いなどボランティア活動にもぜひ参加したいという意見も出されておりまして、林業だけでなくて幅広い意見が寄せられているところでございます。

永吉委員

ありがとうございます。それであれば下の有効性でAに付ける裏付けになるデータですので、せっかくですのでコメント等この資料にお付けになられると良かったかなと思いました。もう1件ですが、農一終-01の資料3頁の調査結果の4、担い手の農業経営の変化のと

ころで、他の02、03と比べても「以前と変わらない」という部分の値が大きいと感じましたので、先ほど瀧川課長の方から進捗度の件でご説明あったのでこの辺が影響しているのかなとは思うのですが、詳しいところご説明いただければと思います。

瀧川 (参事(兼)農地整備課長)

こちらの欄は回答数も合わせてご覧いただければ分かるかと思うのですが、1の例えば農地の集約化、回答数81、2の農地作業効率52ときて、この4番は回答者7ということになっております。

ここはいわゆる担い手と呼んでいますけども、個別経営体であれば認定農家、組織の経営体であれば集落営農法人になります。そういった集落営農法人の役員、それから経営規模拡大した認定農家の方ということで限定して聞いておりまして、全員で7人なのです。

従来と変わらない兼業農家の方を否定しているわけではなくて、従来と変わらない兼業農家の方はおそらく回答も従来と変わらない回答と思われるので、こういう絞り込んだ聞き方をしております。

その方々がこういう答えになっていますので、主食用米以外の例えば加工用米や飼料用米 を増やしたという人が大豆とか麦も増やしているということがあると思いますのでそこが重 複になっていると思っております。

ということからすると、従来どおり米が中心であるということが半分、それに対して土地 利用型農業で大豆や加工用米を増やして複合化に切り替えている方が半分ということで、 半々なので悪い状態とは思っておらず、秋田県農業の難しさをよく表していると受け止めて おります。

この常盤本郷地区においては、こういった米と主食用以外の米と、それから大豆といった、 土地利用型農業が中心でやっていくということですが、ただここで経営されている法人の方 が地区外に出ていってネギにチャレンジしているということですので、その方の野菜も入れ た複合化が進んでいる途上であります。ほ場整備事業が行われた地区限定で評価するという 仕組みになっているので、こういう評価の指標になりますが、地区外に出ていって頑張って いるということは資料の中で書かせていただいており、アンケート結果としては順調に推移 しているというふうに受け止めてこの評価をしております。

松渕委員長

わかりました。ありがとうございます。その関連として目標値が担い手への集積63%と

なっていますね。確か県全体的には将来的に74%というのが目標だったと思うのですけれ ど、これが低くなっているというのはどういう状況なのでしょうか。

瀧川 (参事(兼)農地整備課長)

2つご説明申し上げると、1つは時代が違うといいますか、例えば農-終-02という地区は中仙南部という地区でありますけども、ここは目標値というのは46%でありさらに低い訳です。

これは、この事業を着工したのは平成11年です。平成11年当時に半分ぐらい集積しようという目標設定していること自体はおかしい目標設定ではありません。それから、今ご指摘のあった常盤本郷地区は平成18年度着工で6割集積しようとしていますので、今から、ほぼ10年前に目標設定した時点で6割集積というのはおかしくはないと考えています。

この公共事業評価の第1回委員会で見ていただいた来年度着工しようとしている地区は、 みな9割や8割の集積率を目標にしていますので、目標設定の時点によって違うというところが1つございます。

それからもう1つ申し上げると、昭和からずっとこのほ場整備を行っておりまして、こういう集積率目標を設定したのが平成の1桁代からで、終盤にUR対策等がありました。このUR対策を行ったほ場整備事業というのは、秋田県の農業の生産性効率を高める上で非常に有益だったと考えておりますが、その頃から集積という概念を組み入れて集積率目標というようなものを立てています。

その時に、担い手というものを認定農家や集落ぐるみで作っている組織経営体である集落 営農などと定義していますので、その考え方をずっと変えておりません。事業着手時点で担 い手として位置づけた経営体に対してずっとフォローアップしておりますが、その後生まれ てきた担い手というのは調査上フォローしてはおりません。ですので、実はもっと事業着手 時点で定めた担い手に対する集積以外にも視野を拡げると、その後ほかの地区から入作で入 ってくる、あるいは集落営農法人が想定した以上に設立されるといった、そういった形での 集積率は進んでいますので、今おっしゃったような県で定めている集積目標というものと、 この個々の地区を見たときの集積率が少し低めに見えるということで、決して低いわけでは ありません。

厳格に最初に定めた決めた担い手に対して追いかけていますので、少し小さめに見えるというところは仕組みのあやといいますか、そのように考えております。

松渕委員長

わかりました。ただ、全県の目標が74%ですから、これに向けて個別事業毎に目標を引き上げて、全県で達成しないとならないでしょうから、甘えることなくどんどん進めて欲しいですね。

それから、ネギが多く出てきたのですけれども、この辺は白神ネギを中心に進めていると思います。県外へ8割も売っているので貴重な複合計画、模範的なものですので、こちらもどんどん進めて欲しいですね。ほかにございませんでしょうか。

込山委員

何点か質問があるのですけれども、まず1点目はいくつかにまたがる質問です。

担い手のデータというのが折込み資料A3に入っているのですが、資料によって担い手農家というところが「何戸」というように書いてある場合と、「何人」と書いてある場合があります。

それから、もう1つは重要なデータとして、農業生産法人の数を議論されているのですけれども、法人の規模というのはどれくらいなのかなという情報が気になっています。

つまり、何戸という単位で、いわゆる三ちゃん農業みたいな感じでたくさんあるのか、1 戸でもう1人なのか、更にそれが集積化されて農業生産法人に段階的に移行していくとして、 その法人の規模というのは現状ではどのくらいで、更にこの事業が進むことによって更なる 大規模化が進んでいって農業生産法人自体の規模が大きくなるのか、それとも増えるのかと かですね、そういうシナリオがこうした事業を全体的に進めていくうえで、指標として知り たいなと思いまして、分かる範囲でよろしいですけれどもご説明願えますか。

松渕委員長

担い手農家の定義、それからパターンといいますか、その辺の状況ですね。

込山委員

単純に言うと、何人というデータで、どちらも最終的に情報として見ることが出来ると、 もっと具体的にわかるんじゃないかなということです。

瀧川 (参事(兼)農地整備課長)

1つの例でご説明しますと、農一継-04の6頁をご覧いただきますと、現況が担い手農

家1人、集落営農組織が3組織という書き方をしています。それから、1世帯という個別経営体という概念と、組織経営体という概念があるものですから、個別経営体の場合は「戸」と書いていたり、「人」と書いています。そこは同じ意味であります。

個別で夫婦とか、あるいは期間雇用の場合もあるかもしれません。常時雇用というのもあるかもしれませんが、個別の世帯でなさっている概念と、それから集落営農組織のように20世帯、30世帯、40世帯という方々が組合員となって1つの法人化、組織体をなすようなケースがございますけれども、ここの場合で見ていただくと、担い手農家1人と書いているのは世帯の方を、事業前の段階で集落営農組織というのが3組織で50.7haをカバーされていたという状況です。

これを計画でどうもっていこうかということですけれども、その担い手農家のお一人の方はほぼ横ばいの 0. 1 増という目標です。それに対して集落営農組織はこの計画の時点で考えていたのは、1 つは法人化させようということです。この時点では 2 組織はまだ法人化までは考えていなかったということだと思うのですが、この農業生産法人と集落営農組と書いていますが、その集落営農組織が法人化をして、法人格を持った場合にここで法人というような書き方をしていますので、そういった集落営農組織はまだ計画には達していないということで、集積率は 7 2. 5%ということになっています。

この大畑地区は、おそらく担い手農家の方というのは、個人経営体としての継続ということを断念されたか計画を変更されたか、集落営農組織あるいは農業生産法人と一体となって営農されていると思いますけれども、人や法人、組織と書いてあるのは、そういう個別経営体と組織経営体を書き分けているということであります。

込山委員

これはコメントというか、今後評価をする上での課題としてですが、例えば効率化を図るうえでは1人当たりの耕作面積といいますか、あるいは1人当たりの収益でもかまわないのですけれども、あるいはその両方がもしかしたら示されるのがいいかもしれないのですが、事業を進めていくうえでその数値というのがより大きくなるというのが、やはり一番分かり易い評価の仕方じゃないかなと考えます。

一番分かり易いというのは言い過ぎかもしれませんが、かなり分かり易い具体的な数値ではないかなと思うので、その辺りの数字がより分かるようにしていただけるとありがたいと思います。

あともう1つですけれども、幾つかのアンケートを見ていますと、終了事業では「生き物

を育む機能が減退」というのが書かれていて、これは非常に難しい課題なのかなと思っています。ただ、昨今は農産物の安全性とかそういった観点から高付加価値のある農作物というものが、特に東京などで、そういうことに拘っているような方たちが、おそらくですけれども安全安心な農産物というのを入手したいと感じている。そういう方たちというのは、何か自然豊かなトンボが飛んでいるとかですね、あるいはちゃんとミツバチが飛んでいるとかですね、そういったようなことについての拘りというのが大きいのかなと思いまして。欠点というところで少し突出しているというのが、消費者の立場から気になりました。

そちらについては何かコメントありませんか。

瀧川 (参事(兼)農地整備課長)

昨年、永吉委員からアンケートは重要なツールだというご指摘があって、いいところも悪いところも聞いてみようということでやったところ、想像どおりの結果が出たところであります。

ただ、3つほど申し上げると、1つはやはり誤解というところはあると思います。

土水路だったものが三面張りの水路ということになるのですが、土水路が三面張りになったことをもって生物層が薄くなるのかというと必ずしもそうではない。地区によっては三面張りのコンクリートで張ったとか、あるいはパイプラインにしたということで、水と生き物の接点を断絶したとしても、例えば、有機JAS規格で生産したほ場には生き物が湧くように出てくるとかというのがある訳ですね。ですから、三面張りは悪の如く言われた時期もありますけれども、やっぱり営農のことを考えると農家の方はやはり管理しやすいものを求めるという中で、それではどうするかということになる訳です。

そういう誤解はあれども、どう考えるかというのは2つありまして、1つは、やっぱりこういうことは新しいプラン作成に反映していかなきゃいけない。PDCAでありますので、こういう終了評価でこういう指摘を受けている地区があるということは、新規の地区で、地域のいろんな方、利害関係者、農家だけではなく集落のいろんな方を集めて、環境協議会というような形で話し合いをして、どうしていくかということはやっていますけれども、その中で、そういった意見に、より耳を傾け、できることには対応していかなければならいというPDCAという考え方、これが1つ目であります。

もう1つは、来年以降のアンケートに工夫が必要だと思っているのは、大区画になるとか 水路が管理しやすくなることによって、農家が手間を省け、農作業により傾注できることに よって、これは私ども秋田県では調べていませんけれども、ほかの県でやっているのを眺め ると、ほ場整備で農作業の効率がよくなったことをもって、特別栽培米とか有機 JASに取り組んだとか、エコファーマー認証を取ったとか、そういう効果もあるかと思います。

ですから、私どももアンケートの中で、こういうほ場整備をきっかけとして環境に配慮した農業に取り組むようにったとか、そういった質問もいくつか加えてみようと考えているところです。

込山委員

アンケートの結果には直接つながっていないかもしれないですけども、中仙南部地区の資料などを見ると、そういうことについても配慮した取り組みがなされていて、今後もある程度大規模な整備に関連して行われていくと良いのではないかと思っております。以上です。

松渕委員長

先ほどの戸数との問題でいくと、はっきり集落というか法人化したようなものも括弧書きで何戸とあれば分かりやすいということなのでしょうけれども、実際、農林業センサスが発表になって、2月時点で農家がこの5年間で24%も減っている中で、それが果たして意味があるのかという部分もあるでしょうし。ただ、パーセントに直すときは重要な資料ですから、その辺をもう少し考慮していただければと思います。

一個人、集落営農経営、それから法人組織ということになるのでしょうけれども、構成する戸数というのも入れて損はないと思いますので、それを入れてもらえればより分かりやすくなるかなという感じはします。

農一終-04などは、それこそ愛称まで付けてらっしゃるのですけれど、ちょっとPRが足りないのではないかと感じます。町村それぞれで人口を増やそうということで様々な取組を行っています。観光も注目されていますし、林業の再生も図らなきゃいけない。そういう意味で、今回素晴らしい数字も出ていますので、この林道をもうちょっとアピールしていただきたいと思います。3つの市町村を通ることで使い勝手も非常に良いのだと思います。

感想めいたことですみません。ほかにございませんでしょうか。

佐藤 (森林整備課長)

これだけの道路ですので、私たちもPRしながら活用を図っていきたいと考えております。 ちなみに、ここでは米代線を使ったマラソン大会も開催されておりまして、そういったイベント等も通じて更にPRできるように、これから努めてまいりたいと考えております。

松渕委員長

例えば「白神ロード」ということで、いろんな特産物も白神ブランドで統一し、ブランド 形成していけばいいなと思います。

ちょっと別の話題ですが、大館市に「まるごと体験推進協議会」というのがあり、北海道 に一生懸命修学旅行の売り込みをしている。逆に言えば修学旅行を買いに行っているのです。 そこで使っているチラシには、大館市にしかない「6つのオンリーワン」とあります。

何かというと、曲げわっぱ、きりたんぽ、比内地鶏、忠犬ハチ公、それからリサイクル産業、それからおもてなし、これまでもあったものを磨いているだけなのです。

1つのオンリーワンだとそうでもないが、6つあるというと来たくなる、すごく上手なやり方です。ですから、このフォレスト道路も周りに沢山のオンリーワンがあると思いますので、それを集めてやっていただければなと期待しています。

それでは、ご意見等があればまた後でお伺いするということにします。

松渕委員長

続きまして、建設部所管の14件について審議を行いたいと思います。 担当課の方よりご説明お願いします。

石川(都市計画課長)

都市計画課所管の終了評価についてご説明いたします。 A 3 資料 5 頁の終了評価箇所の評価概要一覧をご覧ください。

当課所管事業の終了評価箇所は、上段の2箇所、新屋土崎線秋田市山王工区と、川尻広面線秋田市旭北寺町工区の2箇所がありますが、事業費の大きなものとして、新屋土崎線山王工区を1箇所抽出してご説明いたします。

県-終-01のインデックスの3頁の位置図をご覧いただきたいと思います。

都市計画道路、新屋土崎線はオレンジ色で着色しており、通称「新国道」と呼ばれております。工事の内容は現道の拡幅工事となっております。工事個所は、秋田銀行本店のある山王十字路交差点を挟んで、北側工区と南側工区、図面では赤い太い線で表示した区間に分かれております。

北側工区が延長400m、南側工区が延長580m、合わせて980mとなっております。 変則3車線であったものを4車線化したもので、特に山王十字路交差点北側につきましては、 直進2車線のほか左折専用レーン、右折専用レーンを設け6車線になっております。 本路線は、秋田市の南北軸を形成する骨格道路であり、都心部と重要港湾や秋田自動車道 秋田北インターチェンジを結ぶ都市幹線道路であります。山王十字路交差点は慢性的渋滞発 生ポイントであることから、当該区間を拡幅し渋滞の緩和を図ることとともに、あわせて電 線共同溝、歩道融雪設備を整備し、歩行環境の改善を図るものです。

同じ資料の1頁に戻りますが、事業期間は平成16年から平成25年までで、前回評価を 平成23年に行っておりますが、計画内容は変わっておりません。前回評価時の事業費約5 2億6,000万円だったものが、今回は約56億円となっております。コスト増の要因と しては、歩道融雪設備工事費の増で、これは地中熱を利用した方式を採用しておりますが、 試掘試験の結果、必要な地熱を得るために採熱孔が増えたことが要因となっております。

その他にも建物補償費の増、工事による周辺建物への影響を調査する費用等が増額となり、 トータルで3億4,000万円ほど事業費が増加となりました。

最終的な費用便益比については2.13となっております。

裏の2頁の上段に住民の満足度を検証したものがありますが、詳しい資料が5頁にありますのでそちらをご覧ください。地域住民と事業者の方々へアンケートを実施しております。

1,000部配布しましたところ、回収率は44%で、一番下の円グラフにありますとおり、満足度としては、「満足している」「やや満足している」合わせて7割ほどとなっております。6頁に具体的な整備効果や自由意見を載せておりますが、「自動車バイク等で通行しやすくなった」「歩道が歩き易くなった」など、走行通行の快適さに関する声や、渋滞や混雑が解消されたとの声が多く寄せられております。

なお、資料にはありませんが、山王十字路交差点の渋滞状況につきましては、これまで継続して調査を実施してきておりますが、今年度7月に調査した時点では、朝夕ピーク時において、新屋土崎線につきましては北側、南側とも渋滞長が50m以下となっており、整備前に比べかなり改善いたしております。

以上に基づき、有効性・効率性の観点から評価したものが2頁の中ほどにありますが、いずれの評価項目もA評価となっており、結果として総合評価もA、当事業については妥当性が高いものと評価しております。ただし、この南側工区の終点部ドン・キホーテの交差点から茨島方面につきましては、変則3車線のままであり、アンケートの自由回答でもこの先の区間について早期に整備するべきとの意見が多数寄せられております。

この区間につきましては、旭南工区ということで昨年度当委員会において新規箇所として ご審議いただき、今年度から都市計画課と道路課で新たに事業を進めているところでござい ます。事業効果を最大限に発揮できるよう早期完成を目指していきたいと思っております。 以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

佐藤 (道路課長)

続きまして、道路課の方からご説明申し上げます。 A3版の資料の3頁をご覧いただきたいと思います。

はじめに、今回の道路課関係の継続評価は、この3頁の左上の番号01から05までの5件ございます。継続評価が5件でございます。それから終了評価につきましては、ページが飛びまして5頁の方にございますが、この03のところに道路課関係の案件が終了評価1件ということでございます。

今回継続評価対象の中で5件ありますが、事業費の増額が3割を超えるものが2件ございます。04と05になりますが、事業費が前回に対して1.4とか1.41ということで4割ほど増えておりますので、そこについて理由をまずご説明したいと思います。

その後、継続評価の代表箇所1件、これにつきましては、事業費が一番大きい01の湯沢 市稲庭のバイパスを説明したいと思います。最後に、終了評価1件について説明したいと思 います。

まずはじめに、3頁の中で事業費が大きく増えている理由でございます。先ほど言いましたように04の小坂町手紙沢の交通安全事業、それから05のこれも交通安全事業ですが横手市静町における整備でございます。

両工区とも車の円滑な通行と歩行者の安全確保のために道路の拡幅と歩道の設置を行う、 そういった工事内容になっております。事業費が増額した理由として、まず両者に共通する ものとして、地盤改良の工事が生じたというものがございます。

事業着手してから道路を新たに拡幅する範囲、そこの現地盤を調査したところ、軟弱な地質であることが判明いたしました。この地盤の上にこのまま道路を盛りたてますと、道路が将来的に沈下するということが想定されました。このために地盤を改良し、そこを補強強度を高めて、その上に道路の盛土を行うということが必要になりました。

こういったために事業費が増額したというのがまず共通してございます。

それから個別箇所の増額要因でございますけども、まず04の小坂町の手紙沢工区ですけれども、これも土質の関係ですが、当初現地を掘削して発生した土で盛り立てようと考えておりました。ところが、先ほど言いましたように、現地の土が大変軟弱でそのまま利用して盛り立てることができないということで、その軟弱な土を他に処分する費用ですとか、あるいは良質な土砂を外から運んでくる費用が必要になったということが挙げられます。

それから05の横手市の静町でございますが、これは個別の要因としましては、この事業、統合の小中学校の整備の関係でそもそも事業化がなされたものですが、事業化されたあと横手市が地元の要望を受けまして、新たにこの県道と交差する市道の整備を行うということになりました。それに伴いまして、県道と接続交差する部分に交差点としてしっかり右折レーンを設置する必要が生じたということがありました。そういった設計の修正が必要になりまして、右折レーンを設置するための追加の用地買収、あるいは従来より拡げるための用地の部分にある建物の移転補償、そういったものが必要になったということが、増額の要因でございます。

次に、個別箇所の説明に入りたいと思います。

まず、継続評価については、事業費が一番大きい01の稲庭バイパスについて説明したい と思います。ファイルの方の建設部の01の表を見ていただければと思います。

地方道路交付金事業の国道398号湯沢市稲庭におけるバイパス工事でございます。

事業の概要ですが、事業期間が平成23年から平成32年までの10年間、総事業費23. 3億円になります。ページの4頁をお開きください。4頁の方に整備の箇所の概要図等が示しております。真ん中に地図がございます。今回整備をする国道398号は、湯沢市から旧稲川町を通りまして、右下の方に宮城県の栗原市に至る幹線道路となっております。

そういう中で、今回稲庭バイパスとして整備する約4.5 kmはこの赤い太線で示している区間になっております。それに並行する紫色で少し細い線で示されておりますが、現道は集落の中を通過し、幅員が狭くてカーブも多く、大型車両の交互通行ですとか、歩行者の安全な通行に懸念がありました。左下の方に現道の混雑状況の写真がありますが、このように集落の中が大変狭くて見通しも悪い状況でございます。これは雪がない状態でありますけど、雪が降るとより厳しい状況になります。それから右側の方に冬場の児童の通学状況がありますが、大変狭い道路の中、気を使いながら通学しているという状況がございました。

そういったことを改善するために、バイパスを整備して地域内の交通と通過交通を分離するといった等の目的で整備を進めているものでございます。

1頁戻っていただきまして、事業の立案に至る背景のところにございますけれども、先ほど言いましたように幅員が狭くて車道も5.5 m以下、大型車がすれ違いできないような区間もあるということ、歩道も整備されていないということで、通過交通と地域内の交通を分離するバイパスということで整備を進めているものでございます。

事業費の内訳につきましては、今のところ計画時と変更はございません。

それから事業の進捗状況ですけれども、昨年度末で事業全体としては21%、用地進捗が

20%ということになっております。

事業推進上の課題ですが、ここに地図混乱区域がありまして、用地取得に難航しているということを記載させていただいています。これも少し細かく説明しますと、先ほどの地図にありましたように、バイパスが川に沿って、あるいは川と交差する部分があるのですが、この川に近い所で地図混乱区域があります。要は公図、土地の登記簿上の区画とか所有者の状況と現地で実際耕作している区画割りが全く違うという状況になっております。これを調べていきますと、かつて皆瀬川が氾濫した際に、元の公図に頼らないで一旦復旧し、その後、耕作を進めてしまったというような経緯があったようで、公図と現地の耕作状況がくい違っているといった状況にあります。現在、正しい形に直すため地域の方々にご協力を得ながら新たに書き直すという手続きを進めているところでございます。

それから2頁でございますけども、評価の部分につきましては、必要性、緊急者、有効性とも従前より変わっておりません。効率性につきましては、若干評価時点の違いでB/Cを再算定している状況でありますが、いずれにしても1.0を超えているということでございます。細かい評価点の内訳は、右側3頁の方に記載しておりますが、それに基づいて、判定としては合計の評価点がトータルで80点、判定としては緊急性、有効性が高くて引き続き実施すべきであり、総合評価でも事業継続は妥当であると評価しております。これが継続箇所での説明でございます。

次に、終了箇所ということで1件でございます。

終了箇所の建-03をご覧いただきたいと思います。終了の03は、これも地方道路交付金事業で一般県道稲庭高松線湯沢市藤倉における工事でございます。

3頁の真ん中に地図がございますけれども、稲庭高松線というのは、左下の湯沢市高松と右端の方の湯沢市稲庭を結ぶ県道でございます。この右側の方に紫色の点々で縦に沿った線があると思いますが、これは先ほど説明しました稲庭バイパスでございます。そこと隣接し、接続する県道の整備でございます。この現道は下に写真がございますように改良前は幅員が狭くて、一番狭い所ですと4mぐらいの幅です。また、曲線半径が15mと非常にヘアピンカーブの状況、それから急勾配ということで、一番急なこう配が14%であり、車で走っても非常に急であると感じる状況にあります。そういった状況で、特にここは雪の多い地区ですので冬場の交通も非常に懸念されていることで、地元から整備要望があって整備を進めてきたところでございます。右の方に改良後の写真が示されておりますが、2車線の路肩もしっかりある道路で非常に見通しも良くなったという状況でございます。

それでもう一度1頁に戻っていただきまして、事業の目的の部分ですけれども、先ほど言

いましたように幅員が狭い、急カーブ、急勾配ということで、生活道路としての機能と地域の安全性を確保するために整備を進めてきたものです。事業期間が平成15年から平成25年まででございます。それから事業費は、計画に対して最新が19億2,000万円で、1億3,000万円ほどの減となっております。この理由は、設計を進めていく中で、当初建物移転が必要と見込んでいたところが、触らないでも整備が可能となり、移転が不要になったということがございます。そういったことで建物移転補償、用地補償費が減額しております。

それから費用便益比ですが、前回評価時点では1を切っているような状況でしたが、事業 費が減ったこともありまして、最終的には1を超えるB/Cとなっております。

それから、一番下に終了時点での問題点、管理状況等書いていますが、地域の方々にアンケート調査を実施しております。その結果を5頁に記載しております。アンケート調査は今年の夏に520枚ほどを配布いたしまして、回収率は66%ぐらいという状況でございます。

真ん中のところに円グラフで書いておりまして、地域の方が定期的に利用している、主に 仕事とか業務で利用しているという方が多くなっております。一番下のところに満足度を円 グラフにしておりますが、「満足している」あるいは「おおむね満足している」という方が9 8.5%でほとんどの方から満足していただいております。

その右側の方に棒グラフで満足の理由ということですが、やはり一番多いのは「急カーブ や急な坂が解消されて走りやすくなった」、その次が「冬場の交通の安心感が高まった」とい うことで評価をしていただいております。

次の6頁でございますけれども、管理状況ということですが、適切に管理されていると感じていただいております。改善要望ということでは右の棒グラフにありますけれども、照明施設、たぶん暗いということだと思うのですが、そういったことですとか防雪柵、あるいは凍結の対策も少しやっていただければということがございます。その他、利用者の意見として、真ん中に個人・企業とありますが、いずれにしても安全安心な道路になったとか、冬場も夜間も運転しやすい道路になったというような評価を得ています。

最後に2頁の方に戻っていただきまして、こういった住民のアンケート結果などから、有効性、満足度の状況はAと評価しております。それから事業の効果も達成度100%以上ということでA評価、費用便益も1.0を上回っているので事業の経済性と妥当性はあるとに考えておりまして、総合評価としてはAの「事業の妥当性は高い」と評価しております。

以上でございます。

鐙 (河川砂防課長)

次に、河川砂防課所管事業についてご説明いたします。

河川砂防課につきましては、継続評価につきまして河川改修事業が1件、砂防事業が2件、 それと前回から3年目が経過しているということで、河川改修事業で2件の点数確認がございまして、トータルで5件、継続評価については5件となっております。終了評価につきましては河川事業が3件でございます。

お配りしている資料の評価概要一覧表の3頁をご覧ください。3頁の一番下の新城川から、次のページの通常砂防事業オンデの沢、火山砂防事業寺田沢、継続評価につきましては、この3件でございます。その中で新城川につきまして、前回の評価時点から今回の評価時点でコストの方が事業費が1.9倍になっているということで、これについてご説明します。

続いて、終了評価につきましては、一番最後のページ5頁の下から3つ、いずれも河川改修事業でございます。新城川と田沢湖、引欠川でございまして、この中で最終的なコストが増になっているということで、河川改修事業の田沢湖について説明したいと思います。

はじめに、建一継ー6の5頁、A3の横長の図面で概要を説明します。

新城川につきましては、たびたび大雨が降るたびに地元の方々が避難するとか、家屋浸水ですとか、毎年のように氾濫していた河川でございます。図でいくと左側の点線部分につきましては、かなり前になりますけれども平成2年までに改修済みとなっております。位置的にはちょうど国道7号の橋から下流、日本海側の方が平成2年までに改修済みとなっておりました。逆に国道7号から上流側の方、この図でいきますと緑の線の右端の所に高速道路が走っておりますけれども、高速道路までの区間、これが今回ご説明いたします広域河川改修工事の新城川でございます。

このうちの黒の実線部分でございますけれども、黒の実線部分につきましてはここに旗挙げしていますように、平成27年の3月末まで完了しております。ですので、新城川については約半分の区間について改修が進み、残りの緑の区間が現在調査中でこれから工事にかかるという区間でございます。青の線が非常に蛇行しており、これが改修する前の河川でございますけれども、非常に断面積の小さい河川でしたので洪水被害が頻発している状況でございました。

このような状況下で地域住民は治水対策を熱望しておりまして、早期の河川改修を実現してほしいと、県に対する陳情・要望が多かったところでございまして、それを踏まえ事業を 実施したところです。

資料の1頁の方に戻りまして、事業の計画概要についてご説明いたします。

着手は平成3年からで、完了は概ね平成50年頃を想定しております。総事業費が106. 9億円と見込んでおります。事業区間は先ほど申しましたとおりでございます。延長が4,700mでございます。

事業費の内訳をご覧ください。実施する工事内容としましては、築堤、掘削、要は断面を掘削して流下能力を高めるという河積の拡大と護岸工を堤防に張って保護するものです。関連して、多々この川に橋梁もございますので、橋の架け替えなども付帯して行っております。

事業費ですけれども、計画時点では約56億円ほどでございましたけれども、今回評価時で106.9億円であり、2倍弱となっております。この事業費増の要因としましては、1つは残土運搬先、どうしても川を掘削するのが今回のこの仕事の主な目的ですので、掘削した土の持って行く先でございました。当初は、旧川といいますけれども、前の川に埋めて、近隣で残土を処理する計画でおりましたけれども、調査した結果、旧川の方に田んぼに水を引くポンプ場等がありまして、ポンプ場の移設についても使用者からの合意が取れず、旧川を残さざるをえなくなったところがございます。

そういうことで、当初5km程度の残土の運搬距離を想定しておりましたけれども、それが3Okmぐらいの距離がある船越水道付近で進めている農林水産部の堤防工事へ再利用のため運搬することとしております。近くでの公共事業、一部はほ場整備事業にも持っていっていますけれども、多くが堤防事業に併用するということでございます。

その他、緑色のこれから事業着手する区間について調査した結果、非常に軟弱地盤だと分かりまして、当初は通常の突っ込み護岸を計画していましたが、それではもたないということで、矢板護岸と言いますが、基礎を矢板で強化するような護岸工へ計画変更をしたということもありまして、両方合わせて2倍弱ほどになってしまったというところでございます。

次に、進捗の状況でございますけれども、現在着手から25年経っておりまして、進捗率は約54%となっております。先ほど申しましたように、昨年度末で約半分区間を暫定通水させたと、おおむねそういう状況で、事業効果も出ておりますのでおおむね進捗と判断しております。

2頁にまいりまして、自己評価の内容についてご説明いたします。

他事業と同様に熟度までの5つの観点で評価を行っております。3頁には具体的な評価内容点数で評価した内容を記載しています。

必要性につきましては、被災想定範囲において人家が多いこと、更には下新城小学校や公 共施設が浸水する恐れが多いことから高い評価としております。

緊急性につきましては、旧川の流下能力が川幅を拡げる計画後の流下能力に対して4割弱

しかないということで非常に流下能力が低いということから、緊急性についても高く評価しております。

有効性につきましては、災害防止の効果発現が期待されることや、護岸の緩傾斜化や、植生を積極的に植えることで浸水性の向上に配慮しておりますので、高い評価点としております。

効率性につきましては、費用対効果が2.05でありまして、護岸設置個所の検討や橋梁、 排水樋管の集約化など、コスト削減を図ってきていることから高い評価としております。

熟度につきましても、近年、越水被害が頻発していることから、事業に対する地元住民の 意向も非常に強く、下流区間が通水したことで一定の効果を発現していることから、事業促 進に対する期待が高いとして、高い評価としております。

これらを合計しまして、評価点は88点、ランクIということで優先度はかなり高いと判断しております。

ここで本日お配りしておりますパンフレットをご覧ください。「秋田の自立を支える社会基盤のストック効果」の後ろから2頁目のところに、今回の新城川についての整備効果が記載されております。

現在、新城川は計画の約半分ぐらいの進捗ですが、整備後の効果についてご紹介しますと、 平成25年と平成27年で同規模の大雨が降りましたが、2年前の平成25年の7月には、 河川の水位が2.68mまで上昇しています。その結果、床下浸水4棟、農地の浸水面積が 30haという災害が発生しました。一方、今年の7月末ですけれども、やはり同様の大雨 でしたが、この時点で先ほどの黒の実線部分の整備が完了しておりましたので、水位の上昇 が2.07mに抑えられ、結果として被害は発生しませんでした。

このようなことで、地元の方も非常に喜んでおりまして、右側に当時の新聞記事を掲載しておりますが、大雨でも安心出来る、効果があったという内容となっております。

次に、終了評価の方に移りたいと思います。

河川改修事業の4頁でございます。

田沢湖につきましては、季節風などによる波浪によりまして、湖岸の侵食が進行しており、 既設の護岸についても崩落した箇所がかなりありました。背後地には、県道ですけれども主 に観光として非常に重要な周遊道路をはじめ、民家や農地等もあり浸水や冠水の被害を受け ていたことから、この護岸工事を立案したところでございます。

1頁の方に戻りまして、計画の概要を説明します。

事業の着手は平成13年度からで、完成は平成25年度でございます。

総事業費は49.5億円、整備延長が5,791mでございます。事業費の内訳につきましては、この表をご覧ください。実施内容としては、護岸工事とそれに伴う調査設計、立木補償などとなっておりまして、最終的な便益効果は1.29となっております。

住民の満足度調査でございますけれども、5頁の資料をご覧ください。田沢湖近隣の受益 者等へアンケート調査を行った結果、安心安全、景観、環境の項目において、概ね事業実施 前と比較し改善されたと回答されております。

2頁に戻りまして、自己評価の内容についてご説明します。他事業と同様の観点で評価を行っております。

有効性につきましては、目的の湖岸侵食防止に対し否定的な意見がないということ、それから整備後は侵食が進んでいないということを地元の方々が確認しておりまして、アンケート結果から「満足」という評価を得ています。

事業の効果といたしましては、公共施設、県民財産が保全されたこと、また景観が維持されたということでA評価としております。

効率性につきましても費用便益が1.0を上回っておりますことから、経済的にもほぼ妥当とA評価です。結果、総合評価についてもA評価になっております。

今後はこの評価箇所の同種工事への反映等を配慮しまして、今回コスト増となった箇所の 課題等を踏まえながら、今後の事業に取り組んでいきたいと考えています。

以上が河川砂防課事業の説明内容です。

どうかよろしくご審査くださいますようお願いいたします。

松渕委員長

ありがとうございました。ただいま建設部所管の14件のうち、5件についてご説明がありましたけれども、この5件の説明個所に限らず、諮問のあった14件の個所に対しまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

山本委員

満足度についてですが、県-終了の06の引欠川の工事につきまして、2頁の所轄課の自己評価ではA評価、住民満足A評価と記載されています。その前、1頁の下、住民満足度などの状況につきましては、おおむね肯定的な意見が否定的な意見を上回っていると記載されています。6頁の円グラフを拝見しますと、「どちらとも言えない」という項目が「満足している」と「おおむね満足している」を足した分よりも大きい項目があったりして、あまり満

足度が高くないのではないかと私は見てとれました。

せっかく何十億円ものコストを導入して行った事業ですので、もっと住民の方に満足していただいてもいいのではないかと思いました。思いますに、こちらのアンケート調査の対象者の年齢層が50代から60代が大体8割を占めています。この事業はやはり未来に向けての安全性を確保するための事業ですので、もっと将来、人生の時間が長い若年層を対象にしたら、満足度が上がったのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

鐙(河川砂防課長)

引欠川ですけれども、この事業は県単独事業で実施しておりまして、事業期間を見てもお 分かりのとおり、昭和37年から平成25年と、非常に長きに亘り52年、もう2世代、3 世代ぐらいの期間になっております。先ほどの新城川などは数年の間に一気に整備が進んだ ものですから、地元の方々が見て分かり易いのですけれども、この引欠川の方は遅々として その整備効果のところが感じ難い、というところがアンケート結果の大きな要因だと思って おります。

今後、アンケート調査の工夫や、そういった聞き方の部分についても見直してまいります。

松渕委員長

よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

齊藤委員

河川事業ですが、評価基準の項目で戸数ですとか、公共・公益施設の評価点というのが存在していると思うのですけれども、こういった福祉施設などが挙げられているところがあるのですが、そもそもそういった危険な所にそういった建物が建てられるのかというところが、ちょっと不思議に思いました。できれば、そういった建物、施設を建てる際には、逆に移転してもらった方が本当はいいのではないかと思うところがありまして。

なぜかというと、点数一覧の2頁に、「想定判断区域内の豊川小学校が閉校して」というふうなことが書かれてあります。河川改修をしても、閉校するとやっぱり点数は下がりますよね、というふうに感じたのですが、特に県の継続の08の寺田川の改修事業などは、公共事業箇所評価基準のところで「孤立化の恐れはニュータウン51戸」とありますが、そのうちの保全対象は16戸、それと公共・公益施設に関しては「特別養護老人ホーム平成園」1箇所ということになっているかと思います。

ですので、こういったニュータウンが整備されたのは、それほど前ではないのではないか と想像するのですが、こういった所になるべく施設を建てないようなやり方をするのも非常 に大切だと思います。

公共事業を考えるときに、これから先、コンパクトシティがすごく進捗してくると思うのですけれども、なるべくそういうコンパクト化をするためには、ある程度きちんと整備されている所に建てていく、そういったことを県の方としても推奨していかないと、どこにでも建てていって後から河川改修していくということでは、河川改修終わったときにはここがもしかしてなくなっているかもしれないということはあるかもしれない。

小学校もなくなるくらいですから、そういったことがあるかもしれないんだなということも考えました。ですので、これから建物も建てる、河川改修ももちろん必要になっていくのはあるとは思うんですが、横の連携をもう少し密にして、そういったところも河川の方の担当者からご意見を述べていただくということも必要になってくるんではないかというふうに感じましたので、意見として一つ挙げさせていただきました。

松渕委員長

課長からは何かございませんか。

鐙 (河川砂防課長)

これについては回答ということではないかと理解しておりますけれども、委員のおっしゃるとおりだと思います。

例えば地すべり地帯ですとか、急傾斜地帯ですとか、そういうものについては、法的に規制がかけられていて、なかなか建物が建てられないといった状況があります。

ただ、河川の場合は、先祖代々から川の近くにある土地や家屋ですので、なかなかそうい うところでの法規制というのは難しく、地元の方々の理解も得られません。

特に、最近話題になるのが土石流危険箇所で、広島の大災害があってから、ああいう所に ああいうような建物を建てることを今まで許してきたことが、結果として大災害につながっ たということで、国の方も様々な施策の転換へ向けて動いているという部分はありますけれ ども、今回のような河川事業というところでは、そこまで至っていないのが現状です。

松渕委員長

県内の土砂災害の危険箇所は7,000以上あって、指定から対策工事、場合によっては

移転等をセットにしながら今後考えていかなきゃいけないだろうと思います。 ほかにご意見はございませんでしょうか。

一色委員

今の話題で、河川の評価内容を見ていまして、昭和37年から工期が始まっているものがありまして、その当時はおそらく河川が氾濫したりとかということは多くあったと思います。

今、実際に長い間整備をしてきて、その河川氾濫というのがだいぶなくなってきていると 思うんです。ですから、当時から年にどれぐらいあったのか、河川工事をしてどれぐらいの 災害があったのかというのをここに書いていただければとても分かり易いなと思いました。

昭和37年からやってきた大館の引欠川の事業にしてみれば、長い間やってきて、だんだん災害が減ってきて、アンケート調査がこういう形で「どちらともいえない」「わからない」というような状況になっていると思うので、昭和30年代にはこういう災害がありました、40年代、50年代、平成になってからこれだけなくなっていますよというのを書いていただけたらありがたいと思いました。

鐙 (河川砂防課長)

資料の4頁のところで、平面図の中に昭和38年、昭和47年頃の浸水被害は載っておりますけれども、確かに最近のものは載せていませんので、そこのところは今後参考にさせていただきます。

松渕委員長

よろしいでしょうか。

藤原委員

私の方からは3点ほど、質問と意見が入り混じってしまうかもしれないですけれども、ご 了承ください。

継続の01の国道398号の件ですが、事業の推進上の課題で用地取得が難航しているということは、この後、この部分の取得で費用がかかり増しになることがあるのかなという不安がありまして、これが進まないと結局計画変更ということにもなってしまいますので、計画時点で、住民の方々があまり混乱しないようにしていただければいいなと思っておりました。

それから、満足度など終了評価のところですが、ご説明のあった終了の03ですね、こちらの今後の管理状況のところで、照明施設に対する要望が大変多いということで、先ほどの米代林道の件でも大変いい道路になったのでPRをお願いしたいという意見もありまして、ここについても、例えば女性が長距離運転していたりすると、整備された道路でも暗かったりですとか、万一事故があったときに携帯電話が通じなかったとかとなると、やっぱり通りづらいなと感じてしまうところもありますので、そういった安全面のPRがあればなおいいのではないかなと思います。

私自身、グリーンツーリズムのホームページを管理していて感じるのですが、道路の通行 止めの状況など、県のページで新着が上がってきたり大変助かっているのですが、あれも細 かく見ていかないと、どこが更新されたのかなというのが分からなかったりするところがあ ります。そちらも改善要望として挙げたいと思います。

また、河川の終了05のところで、河川の方のアンケートは項目が大変シンプルで皆さん答えやすかったのかなと思います。ただ、結局何を聞きたかったのかなというのが端的に分からない部分もあります。田沢湖の場合ですと、今はクニマスプロジェクトで県内が盛り上がっていますが、そういった住民の声を含め、生態系への影響とか、改善された点などがあれば教えていただきたいと思います。

松渕委員長

ありがとうございます。ご回答の方お願いします。

佐藤 (道路課長)

まず1点目、継続の01稲庭バイパスについて、用地上課題があるということでございまして、それは先ほど言いましたように、公図の状況と現地の耕作状況とは異なるといった課題でございます。ただ、公図上の所有者と実際現地で耕作している方、両方から合意を得て、その地図を訂正するということを現在進めております。そういったことで今の段階では道路の計画を変えようとかというところには至っておらず、引き続ご協力いただけるよう努力して、この計画でまずは進めていきたいなと考えております。

そういうことで、今の段階で計画の修正云々ということや、コストがどう変わるかといったところは、まだ見えていないという状況でございます。

それから、完了03の藤倉について道路が暗いというような評価ですが、この箇所に限らず山間地を通る道路や、かつて秋田空港から市内に入る道路も暗いという意見を受けたケー

スもありますが、道路照明につきましては、設置について考え方ございます。

一つは、連続して道路照明を設置する場合になりますが、例えば市内で交通量が多くさらに歩行者も横断するような箇所について、安全確保のために連続的に照明を設けるという考えでやっております。それから、もう一つは局部的に照明を設置する場合になりますが、やはり歩行者の横断等が考えられる交差点ですとか、県内ですと橋の上などは冬場に路面が凍りやすくなりますので、そういった路面状況が確認しやすいように局部的に照明を付けるというふうな考え方で設置しております。

そういったことで、山間地の道路まできめ細やかに照明灯を立てられればいいでしょうけれども、一方で電気料金がとか、管理コストという部分もありますので、そこはなかなか致し方ないところがありますので、その辺のご理解をいただけるようにPRしながら、新しくできた道路のPRということも含めて今後もやっていきたいと思います。

それから、最後に通行止め等のホームページなどを見ていただいているということで大変ありがとうございます。いただいた意見も参考にしながら、どういったことができるかといったことを考えていきたいなと思います。以上です。

鐙(河川砂防課長)

田沢湖の件ですけれども、生態系への影響等について満足度の中にも表れてきているのか というようなご意見かと思います。

今回のアンケートは、湖岸の侵食に対する不安、ましてや県道が通行止めになったりする と、観光地にとって死活問題になるとか、そういう安全・安心という面での満足度が高かっ たという結果だったと認識しています。

委員のおっしゃるように、最近はクニマスの話題も出てきており、生態系についても以前の田沢湖の環境が少しずつ改善され、周辺地域も含め、最近は魚も増えてきているという話も聞きますので、今後も様々な注意を払いながら取り組んでまいりたいと思います。

その中で、ここで採用している護岸でございますけれども、できるだけ自然石、自然のものを使うように配慮しています。この写真で見てもわかるように、通常の簡単なブロックではなくて、自然に配慮した石を使っておりまして、写真にも見えますように植生が進んでいるような状況もあります。このように植生が進むことによって、将来は生態系に対しても好影響になるのかなと期待しているところです。

今回の満足度調査には、この辺のところは盛り込まれておりませんので、今後、検討させていただきます。

松渕委員長

よろしいでしょうか。

私から都市計画課所管の山王工区についてですけれども、隣接する南側に寺町工区もあって、これが同時に完成したことによって、かえって茨島のところが混むようになったのではないでしょうか。時間帯によっては御休通りから右折できないこともあります。そういうことで、自由意見のところに1つだけ「茨島交差点も4車線化すると更に良くなると思います」と入っていますけど、同様の意見がもっと相当数あったと思うので、もっと積極的に載せていただいて、整備が加速するような方向へ活用出来ないかなという気がします。

石川(都市計画課長)

山王5丁目交差点から茨島方面への整備については、強い要望が複数寄せられております ので、今後、そのように対応してまいりたいと思います。

松渕委員長

関連して、横町工区も弾みをつけなきゃいけないと思いますから、そういう一連的な整備 の流れにもっていかなきゃいけないと思います。

それから、新城川の件ですが、以前、他の委員会でも話題に上ったかと思いますが、大雨 警報が出ると洪水警報でテレビ画面が真っ赤になっておりました。秋田市全体です。

さらにもう一つが由利本荘市の芋川です。この新城川と芋川が洪水警報の両巨頭であり、 秋田市と由利本荘市に洪水警報が出ると、テレビ画面全体が真っ赤になり、ドキッとしたの を記憶しています。

そういう意味で、最近は洪水警報が減っているのでないかなと思っていますが、その辺の 河川整備による効果は出ているのでしょうか、教えてください。

鐙(河川砂防課長)

最近はゲリラ豪雨といいますか、かつては県全体に均等に降っていた雨が、隣は晴れているのだけれども、こっちの方はものすごいピンポイントに降っているというようなことで、 地域を限定した降り方をしているという傾向があります。

その雨の降り方がどういうわけか毎年同じようなところに降る。今年も県北と仙北管内集中的にやられました。2年前も同じような降り方でした。なぜか、新城川も地形のせいなのか、やはり上流の方が強く降ります。

警報の数については気象データですので、今、詳細な数値としては把握しておりませんが、 河川の改修効果という側面からは、やや説明しづらいところがあると考えています。

松渕委員長

今後、気象庁とのすり合わせが必要だと思いますが、これだけ河川改修が進んでくると、 洪水警報の頻度というのはもう少し下げてもいいのかなと考える部分もあります。

先ほどの話は、どういう訳か警報の頻度が少なくなったようなイメージを持っていたもので、お聞きしたところでした。

鐙(河川砂防課長)

全国的にも、近年水害が頻発していることから、水防団待機水位や氾濫危険水位など、河川の水位基準に関しては見直しが進められております。委員のおっしゃるように、結果として警報の頻度が下がればいいのですが、住民の安全確保のため、的確な情報提供を随時行うといった観点もありますので、結論を出すのは非常に難しいかと思います。

松渕委員長

大変悩ましいところかとは感じます。ただ、今回の新城川の水位が60cmも下がっています、というようなデータについては、どんどん公表していいと思っています。

ほかにご意見等ございませんでしょうか。

永吉委員

道路関係で、建設用の良質な土砂が足りずに予算を押し上げたといった内容がありました。 一方で、河川工事などを行えば、それに伴う残土等が出て、それを処理するのにはお金がかかったりします。この辺の工事双方のタイミングが合わないと、なかなか難しい部分があるかとは思いますが、切土と盛土の関係でうまくやれば、割とコストダウンというのは図れるのではないでしょうか。

おそらく、県事業同士であれば、その辺の情報交換が出来ているかと思います。例えば、 国土交通省の河川工事からは、良質な砂や砂利などが大量に発生すると思いますが、今回の 事業の中で、そういった省庁を越えた横の連携で利活用されたような事例があれば、ご紹介 いただきたいと思います。

佐藤 (道路課長)

工事間での土砂の流用といったことは、実は国交省も含めて情報交換をしておりまして、 定期的に年4回程度、発生側、受入側のシステムの中で実施しております。

ただ、今回、個々の工事現場への対応という面で見ますと、やはり出るタイミングと使い たいタイミング、そういったところが課題になっていたのが実状であります。

もちろん、発生土については多くの場合に利活用されていますが、個々のケースで見ると タイミングが合わなくて、結果使えなかったという部分があるこということも事実です。

松渕委員長

ほかにございますか。

では、ご意見も出尽くしたということで、委員会としての意見を集約したいと思います。

冒頭、柴田次長さんから維持管理に賢く使うという大変いいコメントいただきまして、今後、公共工事だけでなく公共施設についても同じような考え方があるのかなと思います。

改めまして、これだけの件数をみなさんが一生懸命取り組んでくれたことに感謝しまして、 今後も各事業を賢くやっていただければなということを委員会として申し上げたいなと思い ます。

それでは、今日出ました各委員の意見を今後の業務を行う点で参考としていただくものと しまして、県の評価を妥当と認め、県の対応方針について「可」と決定してよろしいでしょ うか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

松渕委員長

ありがとうございました。

それでは県の対応方針を「可」とするものということで決定したいと思います。

事務局

松渕委員長におかれましては、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、多くの箇所の審議となりましたが、ご協力いただき ありがとうございました。

これをもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。